

地区まちづくり計画

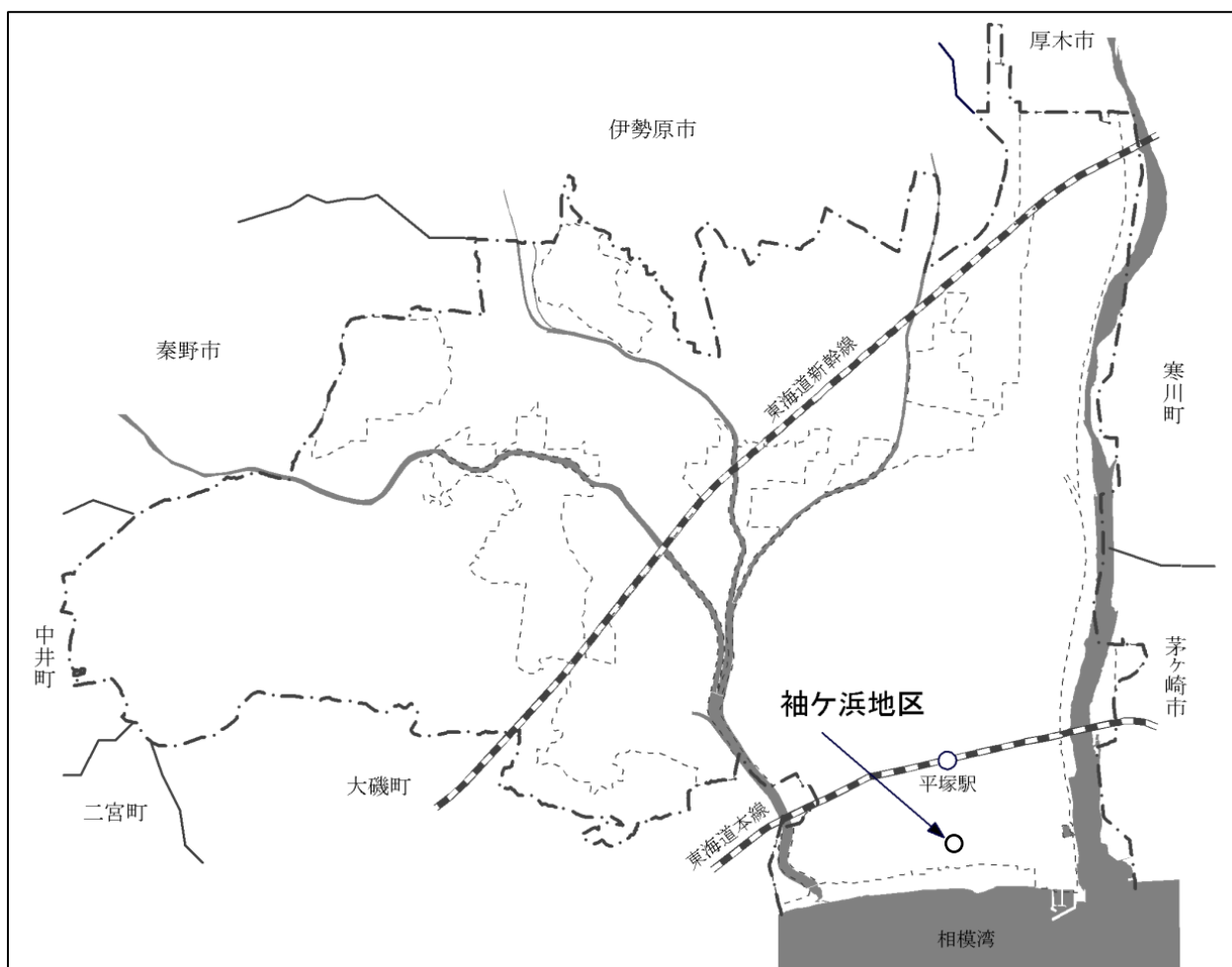
平塚市まちづくり条例では、市民が主体となって身近な地区のまちづくり及び地域資源をいかしたまちづくりを行うための仕組みである「地区まちづくり」の制度を定めています。

平塚市では、この制度に基づき、地区住民が策定した地区独自のルールを地区まちづくり計画として認定しています。

地区まちづくり計画の区域内において開発事業を行う際には、計画の内容を尊重して開発事業を行うよう努めなければなりません。

【平塚市の地区まちづくり計画認定区域】

(平成28年9月)



お問い合わせ先

平塚市まちづくり政策課まちづくり政策担当

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

TEL: 0463-21-8781 FAX: 0463-21-9769

Mail: machi-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

手続きについて

地区まちづくり計画区域内にて開発行為、建築その他の開発事業を計画される際には、事業内容について協議会にご相談いただくため、まずはまちづくり政策課へご連絡ください。

また、地区まちづくり計画の区域内において、平塚市まちづくり条例第25条に規定される第1種・第2種開発事業及び第3種開発事業（イ・ウ・カ）を行う場合には、地区まちづくり協議会に対し、説明会を開催する必要があります。（平塚市まちづくり条例第12条）

平塚市まちづくり条例

第12条 事業者及び地区住民は、認定を受けた地区まちづくり計画に係る区域内においては、当該地区まちづくり計画の内容を尊重して開発行為、建築その他の開発事業を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の区域内において開発事業を行う場合には、当該協議会に対し、当該開発事業についての説明会を開催しなければならない。

第25条（抜粋）

第1種開発事業 次のいずれかに該当するものとする。

- ア 開発区域の面積が5,000平方メートル以上（市街化調整区域内においては、3,000平方メートル以上）のもの
- イ 地階を除く階数が6以上又は高さが15メートル以上の建築物で、かつ、延べ面積が3,000平方メートル以上のもの
- ウ 建築物の延べ面積が6,000平方メートル以上のもの
- エ 共同住宅で戸数が50戸以上のもの
- オ その他第1種開発事業として規則で定めるもの

第2種開発事業 次のいずれかに該当するものとする。

- ア 開発区域の面積が3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満（市街化調整区域内においては、1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満）のもの
- イ 地階を除く階数が3以上又は高さが10メートル以上の建築物で、かつ、延べ面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの
- ウ 建築物の延べ面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のもの
- エ 店舗の用に供する建築物で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
- オ ワンルーム形式建築物（1区画の専有面積が30平方メートル未満の建築物で浴室、便所及び台所を有するものをいう。以下同じ。）で戸数が20戸以上のもの

第3種開発事業 次のいずれかに該当するものとする。

- イ 地階を除く階数が3以上又は高さが10メートル以上の建築物で、かつ、延べ面積が500平方メートル未満のもの
- ウ 建築物の延べ面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの
- カ その他第3種開発事業として規則で定めるもの